

平成30年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5 良好な生活環境の確保
-----	--------------

施策主管課	環境保全課	総合計画記載頁	124ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

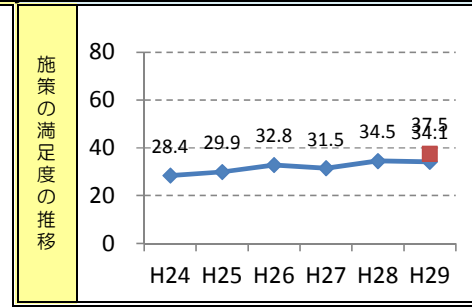
政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民・事業者・行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。
------	--------------------	----------------	----------------------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	大気や水の汚染、騒音など、公害のない良好な生活環境が確保されています。
------	-------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価					
	指標1	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合(%)	単年度目標値	2.7	2.5	2.3	2.1	1.9			1.7	A	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	28.4%	29.9%	32.8%		31.5%	34.5%	34.1%	B	
現状値			2.1	2.3	2.3	2.1	1.9	1.7	目標値(H29)	37.5%	前年度からの増減				1.5pt	2.9pt	-1.3pt	3.0pt	-0.4pt					
目標値(H29)			1.7	単年度の達成度	117.4%	108.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)							B						
指標2	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合(%)	単年度目標値	/							【参考】 中核市等との水準比較	中核市平均	7.3	7.8	6.9	10.4	7.7	7.3	/						
		実績値										3.0	2.1	2.3	2.3	2.3	2.1							
		目標値(H29)										中核市での本市の順位							6位/41市中	5位/41市中	5位/42市中	6位/43市中	6位/45市中	6位/48市中
指標3	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合(%)	単年度目標値	/							中核市平均	6位/41市中	5位/41市中	5位/42市中	6位/43市中	6位/45市中	6位/48市中	/							
		実績値									中核市での本市の順位							6位/41市中	5位/41市中	5位/42市中	6位/43市中	6位/45市中	6位/48市中	
		目標値(H29)									中核市での本市の順位							6位/41市中	5位/41市中	5位/42市中	6位/43市中	6位/45市中	6位/48市中	

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について	★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
	★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$
	取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況	
	<p>※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について</p> <p>★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)</p> <p>★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)</p>	



※ 評価の考え方	① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
	総合評価	順調: (A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有建築材料を使用した建築物の老朽化に伴い、当該建築物の解体工事が平成40年頃をピークに全国的に増加することが見込まれる。 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)については、全国的な環境基準達成を目指し、国において自治体のデータを基に発生源等の原因の解明が進められている。 水銀の地球規模の汚染防止を目的とした水俣条約の採択に伴い、平成30年4月1日から大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の規制が開始されている。 事業者による自主的な環境行動の拡大や、工場排ガス・排水処理技術が進歩したことなど、社会情勢の変化を踏まえ、栃木県内では独自規制の廃止や緩和に向けた見直しが行われている。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場に対する積極的な環境配慮の取組の促進を図った結果、公害苦情件数の割合は中核市の中でも低い水準で推移しており、市民満足度は前年度からやや減少したものの、平成24年度から5.7pt上昇した。 	総合評価	83点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 良好な生活環境を確保するために、工場・事業場に対する立入検査・指導を徹底するとともに、工業団地に立地する工場・事業場と市とで環境協定の締結、事業者への公害未然防止に関する意識啓発リーフレットの配付など、環境配慮の取組の促進を図った結果、「工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合」は、平成29年度の目標値を達成することができた。 				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H29 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	大気汚染調査の実施	★	・大気汚染物質による環境基準等の達成状況を把握する。	市民	・大気汚染物質の状況調査, 公表 ・アスベストによる大気汚染の状況調査, 公表	計画どおり	22,326	S46		・法令に基づく処理基準や環境省が定めた「アスベストモニタリングマニュアル」に基づき, 大気汚染物質による大気の汚染状況や大気環境中のアスベスト濃度を把握するために, 継続的に調査していく。 ・光化学オキシダントが環境基準に適合していないこと, 自動車排出ガスは改善されていることなどの現状も踏まえ, 平成30年度は市域の大気環境をより適切に把握することができるよう, 一般環境大気測定局における測定項目の新設や自動車排出ガス測定局における測定項目の廃止など大気汚染常時監視体制を見直す。 ・今後は石綿含有建材を使用した建築物等の老朽化に伴う災害時における石綿飛散リスクが高まると考えられることから, 平成29年度に改訂された環境省のマニュアルを踏まえ, 平成30年度は本市の災害時における石綿飛散防止に係る対応マニュアルを作成する。
2	大気汚染物質測定機器購入		・老朽化した測定機器について, 計画的に更新することにより, 測定結果の精度を維持する。	市民	・整備計画に基づく測定機器を購入・更新	計画どおり	2,599	S46		・耐用年数を超過する機器については, 財政負担の平準化を踏まえて作成した測定機器整備計画に基づき, 測定機器の精度を確保するために, 適切な時期に更新する。
3	工場・事業場の監視・指導	★	・法令に基づき, 届出等を適切に審査するとともに, 立入検査を実施することにより, 事業者へ法令遵守等を指導する。	事業者	・法令に係る届出書類の審査 ・工場・事業場への立入検査の実施	計画どおり	147	S46		・引き続き, 法令に基づき, 規制基準及び施設の構造等基準の遵守について, 工場・事業場に対し監視・指導を行う。 ・平成30年度は水銀排出施設が大気汚染防止法に基づく新たな規制対象となり, オフロード法に基づく指導の権限が栃木県から移譲されるなど, 指導対象が拡大することから, より効率的な監視・指導を行っていく。
4	河川・地下水調査		・市域の水質状況の調査を実施することにより, 河川や地下水の環境基準の達成状況を把握する。	市民	・河川や地下水の水質汚濁の状況調査, 公表	計画どおり	6,882	S46		・引き続き, 法令に基づく河川調査等を実施するとともに, 発生源, 生活排水処理状況等の変化を踏まえた測定結果の検証を図りながら, 必要に応じて, 調査地点・項目等の見直しを行う。
5	騒音振動調査	★	・航空機騒音, 自動車騒音及び東北新幹線騒音・振動状況について調査を実施することにより, 市内の環境基準等の達成状況を把握する。	市民	・騒音・振動の発生状況調査, 公表	計画どおり	10,786	S57		・引き続き, 航空機騒音, 自動車騒音及び東北新幹線騒音・振動状況について, 調査を実施する。 ・東北新幹線沿線の生活環境における東北新幹線騒音振動については, 環境基準等の達成に向け, JR東日本旅客鉄道㈱へ, 県内東北新幹線沿線自治体で構成する「栃木県東北新幹線公害連絡会議」を通じて, 引き続き, 要望する。 ・防衛省に対しては, 住宅防音工事の対象区域の拡大等を, 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に対しては, 飛行訓練に伴う騒音の低減化を引き続き要望する。
6	環境協定の推進	★	・市と事業者の役割分担と相互協力の下, 環境協定を締結することにより, 事業活動に伴う環境負荷低減等に係る自主的な活動を促進する。	事業者	・市と事業者による公害の未然防止, 環境保全活動に関する協定の締結	計画どおり	34	H19	先駆的	・事業者の環境行動のより一層の促進や環境協定の新規締結事業者数の拡大を図るため, 環境協定締結事業者が実施している独自の環境行動に関する情報を収集し, 環境にやさしい取り組みとして, 市のホームページやイベント等で広報する。 ・環境協定締結事業者の環境行動に関して, より多くの情報が得られるよう努めるとともに, 関係課と連携しながら, 事業者による環境行動のインセンティブ強化について検討していく。 ・子どもを対象とした環境にやさしい工場見学会を開催し, 環境協定締結事業者等による環境行動等のPRの機会を創出するとともに, 多くの環境協定締結事業者に工場見学会をPRの機会として活用してもらうため, 平成30年度は当該事業者の工場見学会を実施するかの意向を調査する。
7	ダイオキシン類等調査	★	・大気, 河川や地下水等のダイオキシン類に係る環境基準の達成状況を把握する。 ・市域における空間放射線量の状況を把握する。 ・ダイオキシン類排出施設への排出基準の遵守について監視する。	市民 事業者	・ダイオキシン類の環境調査, 公表 ・空間放射線量の調査, 公表 ・法令で定める届出書類の審査, 立入検査の実施	計画どおり	5,044	H11		・引き続き, ダイオキシン類に係る環境調査や空間放射線量調査を実施するとともに, 関係課と連携しながら, ダイオキシン類排出施設への排出基準の遵守について監視し, 必要に応じて, 事業者へ指導する。

8	環境検査事務		・生活環境の保全に係る行政指導に必要な検査データの提供	環境保全所管課	・生活環境を確保するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	3,686	H10		・環境保全に資するため、担当課から依頼される検査について、迅速かつ正確に実施するとともに、民間活用を図りながら、法改正等に対応した検査項目を拡充するほか、検査精度の確保に関する調査研究に取り組んでいく。
9	食品衛生・感染症等対策推進事業		・食品衛生・感染症・環境に係る事業者の検査等に対する技術支援及び市民意識の向上と不安解消のための情報提供	市民、事業者	・事業者向け研修会の開催 ・親子教室の開催 ・出前講座の開催 ・食品安全フェアの共催	計画どおり	15	H27		・研修指導については、食品関係事業者や医療関係者、環境対策に係る事業者の資質向上のため、検体の適正な取扱いについて技術支援に取り組んでいく。また、情報発信については、市民への正しい知識の普及と市民の不安解消に資するため、市民生活に密着した食品・環境等のわかりやすい情報提供に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	方向性
<p>◆石綿含有建築材料を使用した建築物の老朽化に伴い、当該建築物の解体工事が平成40年頃をピークに全国的に増加することが見込まれることから、法に基づく立入検査を関係課と連携して行うなど、石綿飛散の未然防止のための監視・指導を行っていく必要がある。また、災害発生時における石綿飛散リスクも高まると考えられることから、その対応策について検討しておく必要がある。</p> <p>◆大気汚染常時監視項目のうち、光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)については、全国的にも多くの地点で環境基準が達成されておらず、広域的に取り組む課題であることから、今後も環境基準の達成状況を適切かつ継続的に監視し結果を公表するとともに、必要時に迅速に市民へ注意を喚起するなど、引き続き健康被害の未然防止を図る必要がある。一方、その他の項目については、工場・事業場に対する規制強化や排ガス処理技術の向上、低公害車の普及などを背景に、環境基準を大きく下回っている状況が継続していることから、大気汚染常時監視がより効果的かつ効率的となるよう、監視体制の見直しを検討する必要がある。</p> <p>◆環境保全の輪を市域全体に広げるため、環境協定締結事業者が実施している独自の環境行動に関する情報を収集し、市のホームページ等で広報しているほか、環境協定締結事業者へ「環境にやさしい工場見学会」によるPR機会を提供しているが、一層の拡大のためのインセンティブの充実について検討する必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆良好な生活環境を確保するため、環境法令に係わる大気、河川、地下水及び騒音等を常時監視し、環境基準の達成状況を把握するほか、災害等発生時は適切な措置を講じるとともに、工場・事業場等に対しては、環境法令に係わる届出を適正に審査し、立入検査により規制基準の遵守を指導することで、発生源対策を進めていく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆大気汚染調査の実施 災害時における石綿飛散リスクの高まりを考慮し、本市の災害時における石綿飛散防止に係る対応マニュアルを作成する。</p> <p>◆大気汚染物質測定機器購入 大気汚染常時監視体制について、現状を踏まえた見直しを行う。</p> <p>◆環境協定の推進 環境協定締結事業者の環境行動に関して、より多くの情報が得られるよう努めるとともに、関係課と連携しながら、事業者による環境行動のインセンティブ強化について検討していく。また、得られた情報を活用し、環境行動啓発チラシを更新するなど、環境協定を締結していない事業者の環境行動についても一層促進していく。</p>